

## 改正健康増進法及び秋田県受動喫煙防止条例についての

# 出前講座のご案内

改正健康増進法及び秋田県受動喫煙防止条例により、令和2年4月から、飲食店、事業所等における原則屋内禁煙が義務となりました。

飲食店、事業所等の研修や団体の会合の際に時間をいただければ、説明に伺いますので、ぜひ、出前講座を御活用ください。



**説明時間** 15分～30分程度

**費用等** 講師派遣及びテキスト等の費用は県が負担します。  
ただし、会場は申込者において御準備ください。

**説明内容** ※一例です

◆改正健康増進法と受動喫煙防止条例の措置内容について

- ・喫煙専用室等の設置基準
- ・20歳未満の喫煙できる場所への立入禁止
- ・喫煙専用室を設置する場合の標識の掲示
- ・罰則など

◆受動喫煙防止対策に取り組む事業所への支援

- ・受動喫煙防止対策に係る測定機器の貸出（国事業）
- ・禁煙に取り組む小規模飲食店への改装費助成（県事業）
- ・禁煙に取り組む事業所等への秋田県オリジナル禁煙ステッカーの交付（県事業）
- ・受動喫煙防止宣言施設登録事業（県事業）



※御要望に応じて、時間や内容を調整させていただきます。

### 【申込者の皆様へ】

出前講座の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策をお願いします。

（例）

- ・発熱者や体調不良の方等の入場防止、検温や体調確認
- ・密閉・密集・密接（いわゆる「3密」）の防止
- ・飛沫感染、接触感染の防止（マスク着用や咳エチケット、手指の消毒など）

### <申し込み方法>

まずは電話で日時等について御相談ください。

秋田県健康福祉部健康づくり推進課 電話：018-860-1429

日程が決まりましたら裏面の申し込み書を提出してください。